

スタート

幸せだった結婚生活に疑問を持つ

今すぐ離婚をする → ①へ

離婚には躊躇するけど別居したい → ②へ

① 今すぐ離婚したい!!

→離婚の方法って何があるの?

①協議離婚: お互いに離婚することに合意して、離婚届を役所に出すことで離婚を成立させることができます。

→③へ

②調停手続: 当事者同士の話し合いでまとまらなかった場合は、家庭裁判所に調停を申立て裁判所を使って話し合います。相手と直接話し合いをするのではなく、調停委員に、交互に話を聞いてもらいます。話し合いが平行線のまま離婚が成立しないと調停不成立となります。

③裁判手続: 離婚調停が不成立となり、それでも離婚したい場合には、離婚の裁判を起こすことになります。最終的には裁判官が判決を出しますので、白黒がはっきりります。ただし法律上、いきなり離婚の裁判を起こすことはできず、まずは調停を起さなければなりません。また、法律上の離婚原因がなければ離婚は認められません。

離婚をする

子どもがいる → ④へ
子どもはない → ⑤へ

③ 協議離婚をしても子どもの問題や財産問題等、色々と取り決めがなされると思いますので、後々トラブルにならないよう専門家に相談して公正証書等の書面を作成しておくことをおすすめします。

⑦ 養育費: 子どもを育てるのに必要な費用。養育費は、原則として20歳まで支払うとされています。ただし20歳前でも社会人として自ら働いて稼いでいる子には、支払われない場合もあります。一方で、20歳を過ぎても大学生などでまだ自分で収入を得ることができないのであれば、養育費の支払いを認められる場合もあります。裁判所で用いられている算定表を基に額が決定されることが多く、この算定表は裁判所のホームページなどで見ることができます。一度、調停等で取り決めをしても事情の変更等があれば、金額等を変更できる場合があります。

② 別居した後の生活費ってどうしたら良いの?

婚姻費用を請求しましょう

- 【婚姻費用 > 養育費】のため、一緒に生活したくないけど今は離婚を考えていない場合。
- 相手方に非がある(DVや不貞等)のに相手方から離婚請求を受け、今は素直に応じるつもりがない場合。
※【婚姻費用 < 養育費 + 母子手当】の場合には離婚をすすめることもあります。

弁護士 近藤里沙

⑥ 親権とは

親権には、未成年者の子を監護・養育する権利(身上監護権: 監護権)、子の財産を管理し、代理人として法律行為をする権利(財産管理権)があります。

原則として親権者が監護権を行使することになりますが「財産管理については父親が適任だけど、身の回りの世話は母親の方が適任」などの特別な事情がある場合には、親権者と監護権者を別々に定めることもできます。

芸能人カップルの離婚のニュースもよく聞きますし、身边にも離婚しているという計算になります。他人様のことですので、それぞれの事情は当事者にお任せするとして、弁護士としては愛がなくなつても生きしていくために離婚の手続きについてお話しいたします。

④ 子どもがいる
親権を決めていない → ⑥へ
養育費が必要 → ⑦へ
子どもと会う取り決めをする → ⑧へ

⑧ 子どもと会う取り決め(面会交流)

一緒に暮らしていない親が子どもと会ったり、電話したり等の交流をすることです。子どもの成育にとっても、自分の親と面会することは重要とされています。交流方法等については、後で問題になることが多いので離婚の際には面会交流の内容を具体的に決めておくとトラブルが少ないです。

婚姻費用

婚姻費用とは結婚生活を送る上で必要な費用のことです。別居をしていても、まだ離婚をせず夫婦である以上、お互いに生活を保持する義務があります。そのため収入が多い方から少ない方へ婚姻費用を払う必要があるとされています。婚姻費用の額は原則として収入を基礎として裁判所で算定表に基づいて決められる事が多いです。算定表は裁判所のホームページで見ることができます。

一度、調停等で取り決めをしても事情の変更等があれば、金額等を変更できる場合があります。

⑨ 財産分与

財産分与とは、婚姻中に夫婦が協力して築いた財産を分配することを言います。

財産分与の基準時は、原則として別居開始時とされています。これは、離婚原因やどちらに離婚の責任があるかという点と関係なく、原則として2分の1ずつにするものとされています。

分与の対象となる財産(共有財産)は、名義に関係なく、不動産・車・株式・生命保険の解約返戻金・預貯金などがあります。

一方で、婚姻前から持っていた預貯金や、婚姻期間中に相続で取得した財産などは、夫婦が協力して築いたものではないので、特有財産といって、財産分与の対象とはなりません。

また、財産分与はプラスの財産が対象となるので、借金を分けることにはなりません。例えば不動産に住宅ローンが残っていて、不動産の価値よりも住宅ローンの残りの方が多い場合には、この不動産は財産分与の対象とはなりません。

⑤ 子どもはない

財産分与をしたい → ⑨へ
年金分割をしたい → ⑩へ

⑩ 年金分割

年金分割とは、婚姻期間中の厚生年金や旧共済年金を当事者間で分割(原則として半分)する制度です。

この分割の対象となるのは、厚生年金や旧共済年金だけで国民年金は対象にならないので、元配偶者が自営業者などで厚生年金や旧共済年金に入っていない場合にはこの制度は使えません。

死後離婚(姻族関係終了手続)

夫婦の一方が死亡すると、婚姻解消の状態になりますが、死亡された側の親族と、生存配偶者との姻族関係は終了しません。お墓の問題や介護の問題で縁を切りたい場合には市区町村に姻族関係終了届を届け出すことにより姻族関係は終了します。死後離婚をしたとしても、遺産相続をすることも、遺族年金を受け取ることもできます。

ご相談は

埼玉中央法律事務所へ

〒330-0802

埼玉県さいたま市大宮区宮町2-28

電話: 048-645-2026

FAX: 048-643-5793

URL: <http://saitamachuuou.gr.jp>

